

第8章 調査の方向性と方法

第1節 調査の方向性

調査研究の成果は岐阜城の知られざる価値を明らかにするものであり、保存活用及び整備の取組の根幹となるものである。そのためには史跡内の発掘調査を計画的に行うとともに、隣接する旧城下町地区や周辺砦跡群地区も視野に入れて調査を行い、岐阜城跡の全体像の把握に努める必要がある。以上を踏まえ、地区ごとでの調査の方向性を次のとおり設定した。(地区区分は第5章図5-9参照)

1. 史跡岐阜城跡地区山麓部

平成19年度から29年度まで行われた千畳敷エリアには一部未調査箇所が存在する。今後の整備工事に伴い未調査部分の発掘調査を実施する。また、文献史料などの多角的な調査を行う。

分布調査で遺構が確認された赤ヶ洞エリアの調査を行い、性格や構造の解明を目指す。

2. 史跡岐阜城跡地区山林部

令和元年度の試掘調査で遺構が確認された中腹部エリアを始めとした、山林部各所にある砦跡や登城路について発掘調査や文献史料調査などを行い、性格や構造の解明を目指す。

3. 史跡岐阜城跡地区山上部

現在まで行われている試掘調査を継続し、天守台・虎口・曲輪などの構造解明を目指す。将来的には試掘調査成果を踏まえ、広範囲の内容確認及び整備に向けた発掘調査を実施する。また、文献史料・絵図・古写真などの多角的な調査を行う。

4. 周辺砦群地区

かつての城域である伊奈波神社周辺エリア、達目エリアや岐阜城周辺砦跡群などにおいて、試掘調査や工事立会の成果を蓄積するとともに、文献史料など多角的な調査を行い、性格や構造の解明を目指す。

5. 旧城下町地区

総構や大手入口エリア、上ヶ門エリアなどを中心に試掘調査や工事立会などの成果を蓄積するとともに、文献史料など多角的な調査を行い、性格や構造の解明を目指す。

6. 川原町地区

試掘調査や工事立会などの成果を蓄積するとともに、文献史料など多角的な調査を行い、性格や構造の解明を目指す。

第2節 調査の方法

岐阜城跡ではこれまでに4次に及ぶ山麓部及びその周辺の発掘調査を行い、8冊に渡る報告書を刊行している。さらに、岐阜城跡に関する多角的な調査研究を行い、岐阜城跡の本質的価値を明らかにするため、平成30年度から「史跡岐阜城跡総合調査」に着手した。令和2年度に、これまでの発掘調査や分布調査成果の整理、考古学的見地による考察を中心に、幅広い分野の論考によって構成された『史跡岐阜城跡総合調査報告書Ⅰ』を刊行した。これにより考古学の視点から大きな成果を得ることが出来たが、文献史料に関する基礎作業や考察については十分に網羅出来なかったなどの課題も残っている。また、岐阜城だけでなく全国の城郭との比較検討なども必要不可欠である。以上を踏まえ、岐阜城跡における調査の方法を次のとおり整理した。

1. 遺構等の詳細分布調査

- ・ 史跡指定範囲及びその周辺地域を対象として、未発見の平坦地、石垣、石切場、岩盤加工痕などの遺構や遺物の分布状況の確認と記録を行う。

2. 試掘・発掘調査

- ・ 前節の各地区の方向性に沿って内容や境界、範囲などを確認するための発掘調査を行う。
- ・ 内容確認調査を進め、個別の平坦地の性格や往時の動線の解明に努める。

3. 史料調査

- ・ 往時の岐阜城の姿・構造だけでなく、城の使われ方などを明らかにするために、海外までを視野に入れ、岐阜城に関連する絵図、文献などの収集とそれらの解析を実施する。
- ・ 斎藤道三や織田信長をはじめとする歴代城主に関する記録について調査を実施する。
- ・ 廃城後の変遷や活用状況、復興天守建設の経緯や工事の状況などに関する史料の収集と解析を実施する。

4. 比較研究

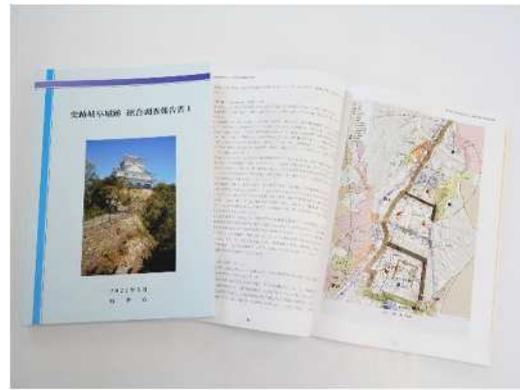
- ・日本の城郭史の中での岐阜城の特質や位置づけを明らかにするために、同時代の城郭や、信長の居城であった小牧山城、安土城など歴代城主が関係する城郭、近世城郭などとの比較研究を実施する。

5. 岐阜城と密接に関わる価値の調査

- ・自然や信仰、景観、公園などに関する史料の収集、解析を行う。
- ・史跡を管理するうえで必要な植生や危険木、獣害などの把握調査を行う。



岐阜城跡発掘調査報告書



史跡岐阜城跡総合調査報告書 I

第9章 保存の方向性と方法

第1節 保存の方向性

岐阜城跡の保存管理においては、岐阜城跡を未来に継承するため、景観の向上、現状変更に対する基準に基づいた適切な保存管理を行う。また、史跡周辺も含めた遺構を的確に把握し保存に努めることや、国有林・自然の価値・文化的景観とのバランスをとった植生管理なども必要不可欠である。これらを踏まえ、各地区の方向性を次のとおり整理した。(地区区分は第5章図 5-9 参照)

1. 史跡岐阜城跡地区山麓部

発掘調査の成果をもとに、石垣や加工された岩盤、地下遺構などの保存を図る。また、現在露出展示されている遺構や、被熱痕のある石垣の保存対策を行い山麓部の整備を計画的に行う。

保存管理を行う中で現状変更が必要となった場合には、現状変更の基準に基づき適切に対応する。また、『長良川中流域における岐阜の文化的景観保存計画』と連携して保存管理を行う。

2. 史跡岐阜城跡地区山林部

石垣などの確認されている遺構については、発掘調査などにより遺構の残存状況の把握を行い、適切な保存を図る。また、登山道の定期的な巡視により適宜維持管理や遺構の保護対策を行う。

保存管理を行う中で現状変更が必要となった場合には、現状変更の基準に基づき適切に対応する。また、『長良川中流域における岐阜の文化的景観保存計画』と連携して保存管理を行う。

3. 史跡岐阜城跡地区山上部

現在行っている発掘調査を継続し、遺構の残存状況を把握したうえで、石垣や地下遺構の保存を図る。また、定期的な巡視により石垣や岩盤の落石などの危険性が確認された場合には適宜保護対策を行う。

保存管理を行う中で現状変更が必要となった場合には、現状変更の基準に基づき適切に対応する。また、『長良川中流域における岐阜の文化的景観保存計画』と連携して保存管理を行う。

4. 岐阜公園地区

埋蔵文化財包蔵地であるため、岐阜公園再整備などの際には開発行為に先立ち試掘調査により遺構に与える影響などについて確認を行い、保存方法について検討する。また、『長良川中流域における岐阜の文化的景観保存計画』と連携して保存管理を行う。

5. 周辺砦群地区

確認されている石垣や平坦地などの遺構については、残存状況を把握したうえで保存を図る。さらに必要に応じて調査を実施し、遺構の保存方法を検討する。また、史跡範囲外は埋蔵文化財包蔵地であるため、開発などに伴う試掘調査や立会により遺跡の内容確認を行い記録保存に努めるとともに、分布調査などにより記録を行い、将来的な追加指定を検討する。(砦跡の位置については、第5章図5-8を参照)

6. 旧城下町地区

旧城下町地区に残る多彩な歴史遺産について保存に努める。また、埋蔵文化財包蔵地であるため、開発などに伴う試掘調査や立会を行い保存に努める。

『長良川中流域における岐阜の文化的景観保存計画』と連携して保存管理を行う。

7. 川原町地区

川原町地区に残る多彩な歴史遺産について保存に努める。また、埋蔵文化財包蔵地であるため開発などに伴う試掘調査や立会を行い保存に努める。

『長良川中流域における岐阜の文化的景観保存計画』と連携して保存管理を行う。

第2節 保存の方法

1. 史跡岐阜城跡地区における保存の方法

(1) 地区区分ごとの保存の方法

史跡範囲内である史跡岐阜城跡地区における山上部、山麓部、山林部のそれぞれの地区における保存管理方法について次のとおり示した。

表 9-1 地区区分ごとの保存管理方法（1）

区分	構成要素	保存管理方法
<p>山 上 部</p>	<p>A－山上部城郭遺構（巨石列、石垣、井戸、堀切、豎堀）</p> <p>B－岩盤等</p> <p>C－登山道（歩道）、 案内・標識等施設（説明板、道標） 便益施設（四阿、トイレ、水のみ場、ロープウェー施設） 管理施設（手すり・柵、照明設備、水道ポンプ小屋・タンク、倉庫等） 復興天守 岐阜城資料館 植物</p> <p>D－近代以降城郭整備施設（門、塀） 石碑・社（金華山御嶽神社、閻魔堂、歌碑等） 公益施設（無線中継所） 公園施設・その他（展望レストラン、リス村）</p>	<p>山上部は廃城後、江戸時代を通じて立ち入り禁止であったが、明治時代になり一般に開放される中で岐阜公園と一体で整備や観光利用がなされてきた。現在の山上部の状況はその結果ともいえる。このような歴史的経緯を尊重しながら、城郭本来のすがたを顕在化させていき、可能な部分については整備・公開を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・構成要素A・Bについては、状況把握を定期的に行い、保存を図る。石垣などの露出遺構は巡視を定期的に行い、点検やカルテの作成を行う。 棄損、劣化、風化などにより石垣の石材転落や岩盤崩落の危険性が確認された箇所については崩落防止措置を行う。また、遺構や岩盤に生えている樹木が悪影響を与えないよう、適宜伐採・伐根を行う。 遺構の復旧が必要な場合には、調査研究の結果を踏まえて遺跡としての真正性を確保することに十分留意し、適切な方法による復旧・修理を行い、保存を図る。 ・構成要素Cについては、施設の適切な維持管理を継続して行き、利用者の安全性や利便性を確保する。また、遺構保存や眺望確保のため、適切な植生管理を行う。 復興天守については「岐阜城天守耐震化計画」と連携し、安全対策に努める。 ・構成要素Dについて、近代以降城郭整備施設のうち、門や塀などは戦後の観光整備により造られた経緯がある。展望レストランやリス村は便益施設や公園施設という側面もある。このような各種施設については、場所性や設置の経緯、歴史、社会情勢、市民意識等を総合的に勘案してそれぞれのあり方を検討し、可能なものについては撤去・移設等の手法も検討していく。

表 9-2 構成要素ごとの保存管理方法（2）

区分	構成要素	保存管理方法
山麓部	<p>A－山麓城主居館跡（巨石石垣、石垣、庭園関係遺構等）</p> <p>B－周囲の岩盤、自然地形</p> <p>C－案内・標識等施設（説明板）</p> <p>治山施設（堰堤等）</p> <p>管理施設（手すり、電柱、橋、階段）</p> <p>遺跡公開施設</p> <p>植物</p> <p>D－近代以降城郭整備施設（門）</p> <p>石碑（銅像、石碑等）</p>	<p>山麓部は発掘調査により城主居館跡の様子が明らかになりつつある。継続して調査・研究を進め、遺構や空間の性格を解明するとともに、調査成果に基づいた積極的な整備活用を行う。</p> <p>また、山麓部は岐阜公園の一部でもあるため、調和の取れた整備活用を行う必要がある。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・構成要素A・Bについては、遺構の保存・整備だけでなく、周辺の自然環境の保存も図る。被熱した石垣や巨石石垣などの遺構については定期的な観察や保存技術的側面からの研究を行い、適切な方法による保存処理を行うほか、必要に応じて覆土などによる遺構の保護措置を実施する。 遺構や岩盤から生えている樹木などについては適宜伐採・伐根を行い、保存を図る。 ・構成要素Cについては、管理施設や遺跡公開施設、治山施設の維持管理を行うとともに、遺構保存や眺望確保のため適切な植生管理を行う。 ・構成要素Dについては、場所性や設置の経緯、歴史、社会情勢、市民意識等を総合的に勘案してそれぞれのあり方を検討し、可能なものについては撤去・移設等の手法も検討していく。

表 9-3 構成要素ごとの保存管理方法 (3)

区分	構成要素	保存管理方法
山林部	A－山中の砦跡、登城路	<p>山林部は広大な面積であるため、十分に遺構を把握できていない。城郭遺構の分布、残存状況の調査を進め、遺構や地形の保存を図る。また大半が国有林であるため、国の森林計画等に基づき、適正な管理を行う。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・構成要素A・Bについては、現存遺構や地形の保存を図る。 ・構成要素Cについて、登山道・便益施設については定期的な点検、維持管理を行い、安全性を確保する。説明板については、全体の把握を行い、計画的に設置・整理を行う。また遺構保存や眺望確保のため、適切な植生管理を行う。 治山施設については、急傾斜地の崩落、土砂流出、火災等を防ぐため、関係機関による定期的な点検を実施し、適切な措置を取る。 ・構成要素Dについて、公益施設については安全面に配慮し、適切な維持管理を行う。公園施設・その他については、場所性や設置の経緯、歴史、社会情勢、市民意識等を総合的に勘案してそれぞれのあり方を検討し、可能なものについては撤去・移設等の手法も検討していく。
	B－自然地形	
	C－登山道	
	案内・標識等施設 (説明板、道標)	
	便益施設 (ベンチ)	
	治山施設 (堰堤、防火水槽等)	
	管理施設 (手すり・柵、電柱等)	
	植物	
	D－石碑	
	公益施設 (鉄塔、県道、ドライブウェイ等)	
公園施設・その他 (鵜飼観覧所)		

(2) 防災・防犯対策

史跡内において、火災や暴風による樹木倒壊、大雨による石垣や岩盤の落石、土砂崩れなどの災害が想定される。年1回の山林火災総合防衛訓練を継続して実施するとともに、定期的な巡視を行う。また、災害発生時に被害状況の確認と関係部局や関係機関との情報共有が取れるよう、連絡体制を確立させる。

なお、これまでに、不法投棄や防火水槽へのいたずらなどが確認されている。文化財に対するいたずらを含めて対策を検討するとともに、マナー啓発を継続して実施していく。

2. その他地区における保存の方法

史跡岐阜城跡地区に隣接する岐阜公園地区、旧城下町地区、周辺砦跡群地区、川原町地区は埋蔵文化財の包蔵地や長良川中流域における岐阜の文化的景観の指定範囲になっている。そのため「長良川中流域における岐阜の文化的景観保存計画」との連携や、文化財保護法による埋蔵文化財の取扱いに基づき試掘調査や立会いなどを行い、遺跡の保存に努める。

3. 現状変更の基準

(1) 現状変更の基準に関する共通事項

史跡等の指定地内において現状変更等を行おうとする場合には、国の機関においては文化庁長官の同意（文化財保護法第 168 条）が、それ以外の団体等は文化庁長官の許可（文化財保護法第 125 条。その一部は岐阜市に許可権限が委譲されている。）が必要となる。これは史跡の構成要素を将来にわたって守っていくために、現状変更の内容が史跡の構成要素に影響を与えるかどうか考慮してその可否が判断される制度である。

岐阜城跡については、第 4 章に示されているように多様な構成要素や施設が存在する。ここでは、史跡内で予想される建築物及び工作物の新增改築、地形の変更、木竹の伐採等の各種の行為に対する基準について、史跡地全般に共通する事項について整理を行った。また原則として、平成 25 年度に選定された『長良川中流域における岐阜の文化的景観』の基準にも配慮する。

① 【現状変更を認めない場合】は次の指針による。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">a. 地上に露出あるいは地下に埋蔵されている遺跡（以下、「遺構等」という）に影響を及ぼす行為は、原則として現状変更を認めないものとする。ただし、防災や人命に係わる施設等は下記の基準により認める。b. 地形及び景観の改変は軽微なものを除いて現状変更を認めないものとする。 |
|---|

② 【現状変更を認める場合】は次の指針による。その場合、以下の事項に留意する。

- 現状変更等に際して、事前に発掘調査（遺構等の保存に影響を及ぼさない軽易な建築物、構造物等の場合は立会い等）を行い、重要遺構が確認された場合には、遺構等の保存を図る。
- 現状変更等に際しては、遺構等を損なわないこととする。また史跡としての景観に調和するよう建築物・構造物の外観・工法等に十分配慮するものとする。

- | |
|---|
| <ul style="list-style-type: none">a. 遺構の保存や状況把握に係わる発掘調査は、その目的を明確にした上で、適切な範囲で行う場合は認めるものとする。b. 学術的調査の結果を踏まえて遺構等の整備を行う場合は認めるものとする。c. 建築物及び工作物の新築は、史跡の維持管理や公開活用のために必要不可欠と判断されるものについて、遺構等に影響を及ぼさない場合、かつ、史跡としての風致や景観に調和すると判断される場合には認めるものとする。防災上必要な施設、また人命に係わる施設の設置は、遺構等への影響を最小限に留める措置がとられる場合、かつ、史跡としての風致や景観への配慮に努める場合には認めるものとする。d. 建築物及び工作物の増築及び改築は、用途、構造、規模等を著しく変更しない場合には認めるものとする。e. 建築物及び工作物の移転または除去は、遺構等に影響がない措置がとられる場合には認めるものとする。f. 公益上必要な電気、水道、下水等設備の新設、改修、復旧については、遺構等に影響を及ぼさない場合は認めるものとする。 |
|---|

- g. 仮設物の設置は、遺構等に影響を及ぼさない場合、かつ、短期間の場合は認めるものとする。
- h. 公益上必要な道路等の改修は、遺構等に影響を及ぼさない場合、かつ、史跡としての風致や景観への配慮に努める場合には認めるものとする。
- i. 樹木の伐採行為は、樹木が遺構等に悪影響を及ぼす場合、山の管理上必要な場合、または眺望景観を確保するために伐採の必要性が高い場合には、認めるものとする。
- j. 植栽は、遺構等の保存・活用上必要で保存に影響を及ぼさない場合、かつ、史跡としての風致や景観に影響を与えないと判断される場合には認めるものとする。

③ 【現状変更等許可申請が不要な場合】は次の指針による

- a. 復元遺構及び登山道の維持管理行為または軽微な修復行為。
- b. 掘削や色調の変更を伴わない場合の既存施設等の維持管理行為。
- c. 枯損木、危険木の伐採、樹木の剪定・枝払い、草刈り、病虫害の防除措置等、国有林及び公園の維持管理行為。
- d. 史跡がき損し、または衰亡している場合における、当該き損又は衰亡の拡大を防止するための応急措置。ただし、岐阜市ぎふ魅力づくり推進部文化財保護課と協議し、その結果を速やかに文化庁ならびに岐阜県環境生活部県民文化局文化伝承課へ報告するものとする。
- e. 大地震、台風等の非常災害に対する応急措置。ただし、岐阜市ぎふ魅力づくり推進部文化財保護課と協議し、その結果を速やかに文化庁ならびに岐阜県環境生活部県民文化局文化伝承課へ報告するものとする。また復旧を行う際には、その届出を行う。
- f. アンテナ類の取替えなど掘削を伴わない建物付属施設の変更について、同規模以下の場合は現状変更許可申請を要しないものとする。

④ 【その他】

表 9-4 に森林施業等に関する現状変更等の取扱について示した。

国有林における森林施業等は基本的に史跡の価値を維持する行為であり、その多くは現状変更が認められるもしくは協議を要しない性質のものであるが、それらは遺構等に影響を与えないことが前提となる。

表 9-4 森林施業等に関する現状変更等の取り扱い

分類	行為	現状変更	条件・備考
森林施業	立木伐採（主伐）	C	
	立木伐採（間伐）	C	
	危険木、枯損木の伐採	C	
	林道の新設	B	遺構等に影響がある場合はA
	林道の改良	B	掘削を伴わない場合はC
	作業道等新設	B	遺構等に影響がある場合はA
	作業道改良	B	掘削を伴わない場合はC
	木材集積場の設置	B	掘削を伴わない場合はC
	土場敷の設置	B	掘削を伴わない場合はC
	小屋敷（恒常的施設は除く）の設置	B	掘削を伴わない場合はC
	集材架線施設敷の設置	B	掘削を伴わない場合はC
	地拵	C	
	新植	C	遺構等がある場所については協議
	改植	C	遺構等がある場所については協議
	補植	C	遺構等がある場所については協議
	下刈	C	
	除伐	C	
	枝打	C	
	鳥獣害、虫害、病害の防除、対策	C	
国有林の管理	測量等に支障となる灌木、小径木の伐採、下草の刈り払い	C	
	看板・標識等の設置	B	基礎を埋設しない場合はC
	看板・標識等の修繕	C	
	管理歩道新設	B	
	管理歩道修理（周辺下草刈り含む）	C	
	貸付物件建物、工作物等の取り壊し	B	
	林野の売払い、所管換	C	
	防火水槽の設置	B	埋設しない場合はC
	防火水槽の修繕	B	掘削を伴わない修繕はC
	境界標の新規埋設	B	
	境界標の管理行為（周辺の下草刈り、境界標の塗布等）	C	
	境界標の復旧	C	
災害復旧のための措置 （治山事業等）	えん堤の設置	B	
	山腹工の設置	B	
	資材運搬路の新設	B	
	資材運搬路の改良	B	
	既設治山施設の補修工事	B	
	災害復旧のための緊急的な治山工事の実施 （工用道路の設置も含む）	B	※応急的なものは不要
その他	木竹以外の植物の採取	C	
	下草の採取	C	
	囲さくの設置	B	掘削を伴わない場合はC
	給排水施設の設置	B	掘削を伴わない場合はC

凡例

A	現状変更を認めない
B	現状変更を認める
C	現状変更許可申請が不要

※ 森林施業等における人力等による軽微な土砂移動は、掘削を伴うものとはみなさないものとする。

(2) 地区区分ごとの現状変更基準

現状変更の基準に関する共通事項については、第2節1.(1)に示したが、さらに史跡岐阜城跡地区の山上部、山麓部、山林部の各地区で想定される現状変更などに対する基準について次のとおり示した。

表 9-5 地区区分ごとの現状変更基準 (1)

区分	種類	現状変更等に対する基準
山上部	発掘調査	<ul style="list-style-type: none"> 遺構の保存や状況把握に係わる発掘調査は、その目的を明確にした上で、適切な範囲で行う場合は認めるものとする。
	建築物	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の新築は史跡の維持管理や公開活用のために必要不可欠と判断されるものについては、学術的調査の結果を踏まえ、遺構等に影響を及ぼさない場合、かつ、史跡としての風致や景観に調和すると判断される場合には認めるものとする。 既存建物の増改築については、既存の設置範囲内で用途、構造、規模等を著しく変更しない場合には認めるものとする。 無線施設・防火施設等、防災や人命に係わる施設等の新築及び増改築は、遺構等への影響を最小限に留める措置がとられる場合、かつ史跡としての風致や景観への配慮に勤める場合には認めるものとする。 既存建物の外観・色調を変更する場合については、色・デザイン等が史跡としての風致や景観に調和すると判断される場合には認めるものとする。 既存建物の移転または除去は、遺構等に影響がない措置がとられる場合には認めるものとする。
	ロープウェー施設	<ul style="list-style-type: none"> ロープウェー施設の増改築は史跡の維持管理や公開活用のために必要不可欠と判断されるものについては、既存の設置範囲内で用途、構造、規模等を著しく変更しない場合には認めるものとする。
	工作物	<ul style="list-style-type: none"> 工作物の新築は、史跡の維持管理や公開活用のために必要不可欠と判断されるものについて、遺構等に影響を及ぼさない場合、かつ、史跡としての風致や景観に調和すると判断される場合には認めるものとする。 工作物の増築及び改築は、用途、構造、規模等を著しく変更しない場合には認めるものとする。 工作物の移転または除去は、遺構等に影響がない措置がとられる場合には認めるものとする。
	安全施設	<ul style="list-style-type: none"> 手すり、転落防止柵等、見学者の安全上必要な施設については、認めるものとする。

	便益施設	<ul style="list-style-type: none"> 自動販売機等の新設・入れ替え等は、色・デザイン等が史跡としての風致や景観に調和すると判断される場合には認めるものとする。
	登山道	<ul style="list-style-type: none"> 登山道の維持管理行為または軽微な修復行為は現状変更許可申請を要しないものとする。
	樹木	<ul style="list-style-type: none"> 国有林の維持管理行為（枯損木、危険木の伐採、樹木の剪定・枝払い、草刈り、病害虫の防除措置等）は、現状変更許可申請を要しないものとする。
山麓部	発掘調査	<ul style="list-style-type: none"> 遺構の保存や状況把握に係わる発掘調査は、その目的を明確にした上で、適切な範囲で行う場合は認めるものとする。
	建築物	<ul style="list-style-type: none"> 建築物の新設は史跡の維持管理や公開活用のために必要不可欠と判断されるものについては、学術的調査の結果を踏まえ、遺構等に影響を及ぼさない場合、かつ、史跡としての風致や景観に調和すると判断される場合には認めるものとする。 既存建物の増改築については、既存の設置範囲内で用途、構造、規模等を著しく変更しない場合には認めるものとする。 既存建物の外観・色調を変更する場合については、色・デザイン等が史跡としての風致や景観に調和すると判断される場合には認めるものとする。 既存建物の移転または除去は、遺構等に影響がない措置がとられる場合には認めるものとする。
	工作物	<ul style="list-style-type: none"> 工作物の新築は、史跡の維持管理や公開活用のために必要不可欠と判断されるものについて、遺構等に影響を及ぼさない場合、かつ、史跡としての風致や景観に調和すると判断される場合には認めるものとする。 工作物の増築及び改築は、用途、構造、規模等を著しく変更しない場合には認めるものとする。 工作物の移転または除去は、遺構等に影響がない措置がとられる場合には認めるものとする。
	安全施設	<ul style="list-style-type: none"> 手すり、転落防止柵などの見学者の安全上必要な施設については、認めるものとする。
	登山道	<ul style="list-style-type: none"> 登山道の維持管理行為または軽微な修復行為は現状変更許可申請を要しないものとする。
	園路	<ul style="list-style-type: none"> 園路の維持管理行為または軽微な修復行為は現状変更許可申請を要しないものとする。
	樹木	<ul style="list-style-type: none"> 公園の維持管理行為（枯損木、危険木の伐採、樹木の剪定・枝払い、草刈り、病害虫の防除措置等）は、現状変更許可申請を要しないものとする。

表 9-6 地区区分ごとの現状変更基準（2）

区分	種類	現状変更等に対する基準
山林部	発掘調査	<ul style="list-style-type: none"> 遺構の保存や状況把握に係わる発掘調査は、その目的を明確にした上で、適切な範囲で行う場合は認めるものとする。
	登山道	<ul style="list-style-type: none"> 登山道の新設は原則として認めないが、山林の維持管理に必要な場合は、遺構等に影響を及ぼさない場合に認める。 登山道の維持管理行為または軽微な修復行為は現状変更許可申請を要しないものとする。 通行に必要な階段や橋等、工作物を設置する場合には、遺構等に影響を及ぼさない場合には認める。
	樹木	<ul style="list-style-type: none"> 国の森林計画等に則した森林管理を行う。 国有林の維持管理行為（枯損木、危険木の伐採、樹木の剪定・枝払い、草刈り、病害虫の防除措置等）は、現状変更許可申請を要しないものとする。 森林施業の現状変更の扱いは「表 森林施業等に関する現状変更等の取り扱い」のとおりとする。
	治山施設	<ul style="list-style-type: none"> 防災や人命に係わる施設等の増改築は、遺構等への影響を最小限に留める措置がとられる場合、かつ史跡としての風致や景観への配慮に勤める場合には認めるものとする。
	道路	<ul style="list-style-type: none"> 道路の舗装若しくは修繕、また維持管理に伴う仮設物を設置する行為については認めるものとする。 道路施設の新設、改築、除却は、風致や景観に悪影響を及ぼさないと判断される場合に認めるものとする。またガードレールや標識の取替えなど掘削を伴わない施設の変更については、大規模なものを除き、現状変更許可申請を要しないものとする。 事故や緊急事態による施設の補修は、現状変更許可申請を要しない。その場合、岐阜市を通じて速やかに文化庁ならびに岐阜県へ結果を報告するものとする。

第10章 活用の方向性と方法

第1節 活用の方向性

岐阜城跡の価値や魅力を発信し、学び・体感できるよう活用を図るためには史跡範囲である史跡岐阜城跡地区だけでなく、岐阜公園地区、旧城下町地区、周辺砦群地区、河原町地区と一体で取り組むことが必要不可欠である。また、これまでの調査によって金華山一帯が城跡ということが明らかになってきているが、「岐阜城＝天守」というイメージも強くあることから、岐阜城跡の理解を促進する取り組みも重要となる。

以上のことを踏まえ、岐阜城跡に関連する文化財、観光資源や関連する計画と連携した活用に努める。また、学校教育、社会教育、観光交流及び市民や地域活動団体などと連携しながら様々な活動、イベントの実施に努める。具体的には次節で示す方法を全地区共通の取組として一体となって行っていく。

第2節 活用の方法

1. 情報発信

岐阜市ではこれまでに岐阜城跡を紹介したリーフレット「国史跡岐阜城跡」やこれまでの調査で見つかった石垣を紹介したマップ「史跡岐阜城跡石垣発見伝」を発行し、発掘調査案内所やイベントなどで配布を行っている。また、旧城下町地区も含めた文化財や観光スポットを紹介し巡ってもらえる岐阜まちなか歩きマップを配布している。

岐阜公園内に設置されている発掘調査案内所では、これまでの発掘調査で出土した遺物や模型、パネルなどを展示し、岐阜城の紹介を行っている。また山麓居館の復元 VR 映像を見ることが出来るタブレット端末の貸出しを行い、復元映像と現地を比較しながら巡ってもらうことが出来る。

毎年実施している発掘調査は現地を公開し、常時見学出来るほか、現地説明会を行い、令和元年度には5日間で約 3500 人の見学者が訪れた。また、発掘調査の進捗や成果はホームページや twitter、YouTube などの SNS で公開している。

今後もリーフレットの多言語化や音声案内の充実、スマートフォンやタブレット端末を利用した解説ツールなどを検討し、様々な方法で岐阜城の価値や魅力の発信に努める。



写真 10-1 岐阜城跡石垣マップ



写真 10-2 日本遺産信長居館発掘調査案内所



写真 10-3 貸出用タブレット端末



写真 10-4 発掘調査現地説明会

2. 学校教育・生涯学習との連携

岐阜市や他市の小中学校や各施設などで岐阜城に関する出前講座を実施しているほか、現地での解説などを行っている。また、市民団体により作成された岐阜城を紹介した小学生向けの漫画冊子を岐阜市内の小学6年生に配布を行った。令和3年度からは市内の小中学生にタブレットが貸与されたことに伴い、データ配信を行っている。

今後も教育委員会や岐阜市内外の学校などと連携し、岐阜城の価値や魅力にふれあったり、学習したりする機会の確保・充実に努める。



写真 10-5 岐阜城紹介マンガ冊子
(岐阜お城研究会作成)

3. イベントなどの開催・出展

毎年、岐阜城や岐阜城に関連するテーマで連続講座「信長塾」やシンポジウム「信長学フォーラム」を開催している。また、毎年日本遺産に認定された都市で開催される日本遺産サミットや他市で開催される城郭に関連するイベントなどに出展し、岐阜城のPRを行っている。今後も講座やシンポジウムの開催やイベントへの出展、オンライン形式の開催なども検討し、岐阜城の魅力発信に努める。



写真 10-6 信長塾



写真 10-7 信長学フォーラム

4. 市民団体との連携

岐阜市では平成17年度から岐阜市の観光や歴史などの知識や教養を問う、まちなか博士認定試験を実施している。本認定試験の合格者の有志によるボランティアが「岐阜市まちなか案内人」として岐阜城や周辺のガイドを行っており、平成29年度からは日本遺産や大河ドラマに関連した有料ガイドの育成も実施している。また、市民団体により結成された武将隊が岐阜城や各地のイベントなどで活動を行っているほか、「岐阜お城研究会」や「岐阜城ライオンズクラブ」などの団体が岐阜城や金華山に関する冊子やマップなどを作成し配布する取り組みを行っているほか、森林ボランティアパトロールとして「金華山サポーターズ」、「十時会」、「ぎふし森守クラブ」の3団体が認定されており、定期的に金華山保全活動を実施している。

引き続きガイド育成研修などによるガイドの養成や、市民団体と情報を共有し、連携して岐阜城の活用に取り組んでいける体制の構築に努める。



写真10-8 史跡内でのガイド活動

5. 観光との連携

史跡岐阜城跡地区や旧城下町地区などは「岐阜市観光ビジョン」の中でも重要な観光資源に位置づけられており、岐阜城を活用した写真展やフォトツーリズム・ロケツーリズムの推進など、観光PRの取り組みを行っている。また、史跡岐阜城跡地区の山麓居館を舞台としたあかりイベントなどのユニークベニュー事業にも取り組んでいる。今後も観光と連携し岐阜城の活用を努める。



写真10-9 山麓部を会場にしたあかりイベント



写真10-10 山麓部岩盤のライトアップ
(撮影/本気岐阜展実行委員会 代表 小林淳)

6. 日本遺産に関する取組み

岐阜城跡や城下町、長良川を舞台にしたストーリー「信長公のおもてなし」が息づく戦国城下町・岐阜」が平成27年度に日本遺産第1号に認定された。構成文化財には、史跡岐阜城跡、岐阜城復興天守、史跡岐阜城跡（織田信長居館跡）出土金箔飾り瓦が含まれている。

認定を受け、日本遺産「信長公のおもてなし」岐阜市推進協議会（令和3年度からぎふ歴史遺産活用推進協議会に改称）を発足、岐阜城跡のVR映像やパンフレット、観光冊子などの作成を行い、信長入城・命名450年記念事業や大河ドラマのPRと連携した活用の取組みを行っている。

今後も日本遺産のストーリーを紹介・体感できるように、一体で取り組む。



写真 10-11 日本遺産関係冊子

7. ガイダンス施設に関する整備

岐阜城天守閣や岐阜城資料館、岐阜公園再整備に伴い検討されているガイダンス施設、歴史博物館などの史跡内外の施設の役割を明確化し、連携することによって回遊性を向上させ、岐阜城跡の価値や魅力の発信を図る。

山麓部ガイダンス施設は岐阜城見学の拠点、山麓居館の紹介の拠点施設として位置づける。現在の発掘調査案内所は暫定的なものであるため、新たに設置を検討する。

岐阜城天守閣は眺望を活かして全体を俯瞰する山上部見学の拠点として位置づける。また、岐阜城資料館は岐阜城天守閣と一体の展示施設であるため、山上部の城郭遺構の紹介、発掘調査成果の発信拠点として位置づける。

城下町を中心に市の史跡・歴史を紹介し、まち歩き拠点となる岐阜市歴史博物館や戦国時代に関する書籍の集積拠点となる岐阜市立図書館（きふメディアコスモス）とも連携を図る。

山麓部ガイダンス施設は山麓居館整備と一体で計画・整備を行うため、短期に工事を実施し、岐阜市歴史博物館は令和7年の開館40周年を機にリニューアルを実施する。また、岐阜城天守閣は見学者の安全確保の観点から、令和3年度に策定する耐震化計画を受けて速やかに設計・工事を進める。また、資料館と一体で展示リニューアルを行う。

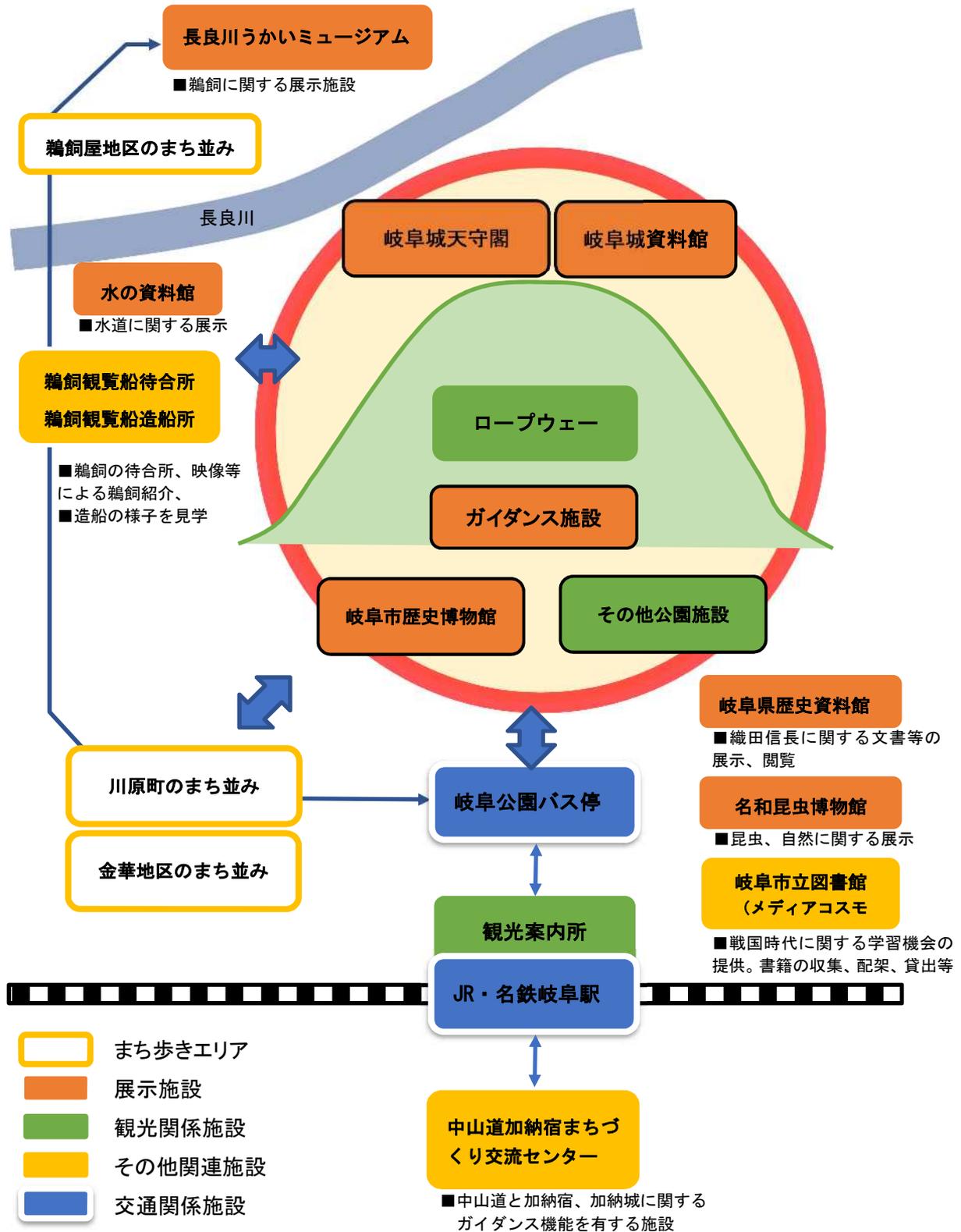


図 10-1 周辺施設の連携イメージ図

8. 動線に関する整備

史跡岐阜城跡の動線には、山麓部の園路、山上部の遊歩道、山林部の10の登山道、そして山麓部と山上部を結ぶロープウェーを利用したバリアフリー動線がある。来訪者が史跡内を安全・快適に巡る園路を整備するとともに、年齢や障がいの有無を問わず、多くの方に価値を伝えるための動線を確保する。また、往時の登城路を迫体験できるよう、各種媒体での紹介、発信を行う。

山麓部では、発掘調査成果に基づき、入口通路の一部（整備地区）について復元整備がなされている。また4次調査の結果、A地区とC地区が橋で結ばれていたこと、橋をくぐり、階段を上ってA地区に至る動線が存在すること、C地区の入口通路に巨石が用いられていることなど、往時の動線の概要が判明している。今後の史跡整備の中で階段や通路遺構の顕在化を行うとともに、往時の動線復元としての橋の整備を行う。橋はバリアフリー動線を兼ねるよう検討する。

山林部では、現在の10の登山道のうち、七曲登山道、百曲登山道、水手道、鼻高ハイキングコース、達目ハイキングコースが往時の登城路を踏襲していることが、絵図や文献資料により把握されており、登山道の入口の説明看板で往時の動線の解説を行っている。今後、総合調査において絵図や文献等の調査を継続して実施するとともに、試掘調査を実施し、戦国時代の登城路の正確な位置や残存状況、構造を把握する。なお、七曲登山道、水手道の一部は、荒廃や危険性の観点から、大正初期に現在の位置に付け替えられた経緯があることから、動線復元については道路遺構の残存状況や遺構保護、安全性の確保等の観点から検討する。また、コンクリート舗装されている個所については、試掘調査を行った上で、適切な舗装を検討、再整備を行う。その他の登山道は、岩盤がむき出しになっている個所が多いため、土嚢等による路面補修、木材を用いた土留め柵設置、危険個所に対する転落防止策設置等の整備を実施する。

山上部では、観光主要動線となっているロープウェー山頂駅～天守閣間の遊歩道は、新たに開削されたレストランとロープウェー山頂駅をつなぐ道を除いて、おおむね往時の動線を踏襲していると考えられる。門跡と動線に関する説明看板を設置し、往時の動線の解説を行うとともに、コンクリート舗装下部の状況確認を行ったうえで、調査成果に基づいた往時の動線にふさわしい路面への再舗装を行う。再舗装の際には、水道管や電線等、既存の設備の更新と合わせて検討する。危険個所への転落防止柵や街灯等は整備されているが、老朽化している個所もみられるため、点検や維持管理、更新を行う。

山上部へのバリアフリー動線であるロープウェーは、年間70万人に及ぶ利用者があるが、山上駅から復興天守等への動線は遊歩道のみで、足が不自由な方は山上部の遺構を見学することが難しい状況となっている。バリアフリー動線に関しては、当面の間、手すりの管理や杖の貸し出しを継続して行うとともに、将来的には一人でも多くの方に史跡の価値を理解していただけるよう、城跡におけるバリアフリーの議論や技術の進展等を踏まえた在り方の検討を行っていく。

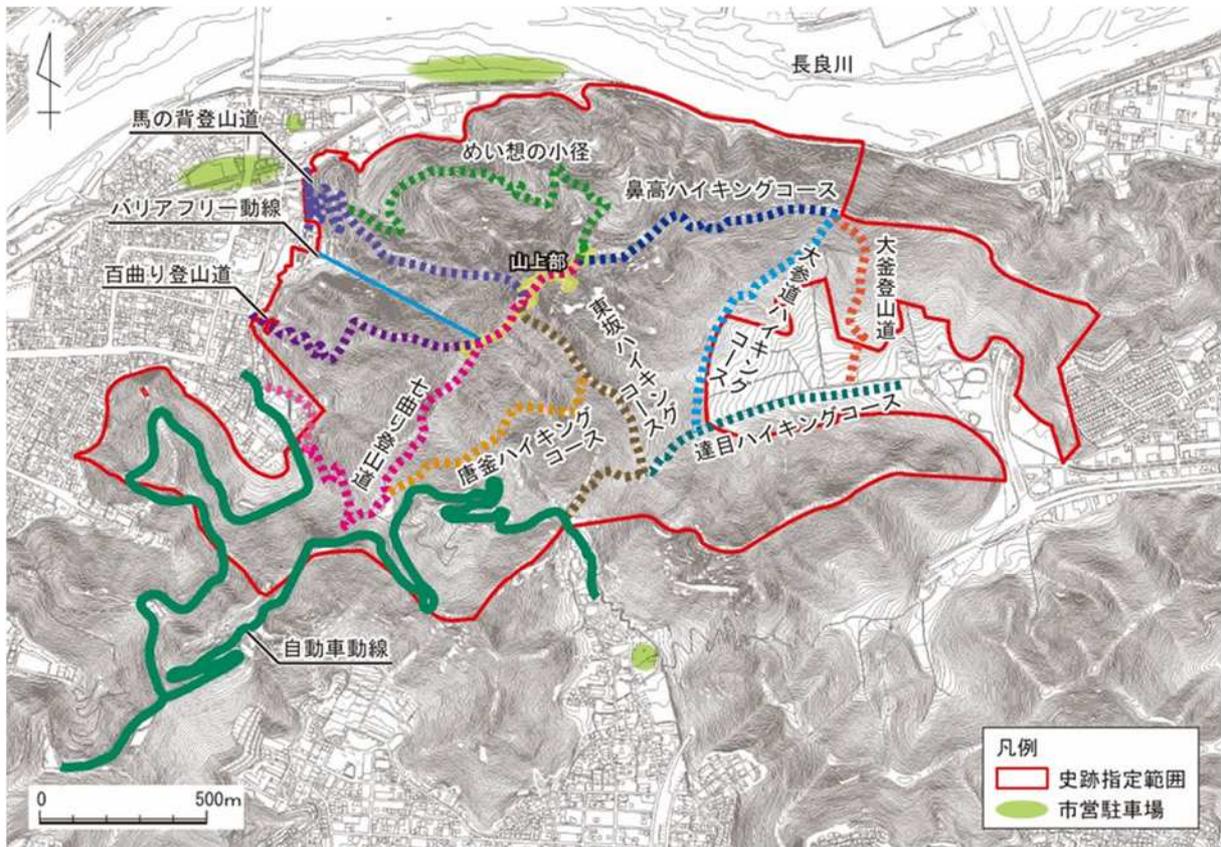


図10-2 金華山登山道

9. アクセス環境に関する整備

岐阜城へのアクセスは、路線バス、自家用車等、レンタサイクルがある。レンタサイクルポートは岐阜駅や岐阜公園ほか3か所に設置されている。岐阜公園周辺の駐車場として4か所が整備されている。今後も、岐阜城跡を活用した観光振興を推進するため、関連計画と連携し、バスなどの公共交通機関利用の推奨や、繁忙期の駐車場渋滞対策などに取り組む。

第11章 整備の方向性と方法

第1節 整備の方向性

岐阜城跡の整備は史跡の確実な保存と価値や魅力を伝える活用のために行うものである。このことから整備の内容は「保存のための整備」と「活用のための整備」に分けられる。以上のことから9章及び10章の「保存」「活用」と連動させ、各地区の整備の方向性を次のように設定した。

1. 史跡岐阜城跡地区山麓部

これまでの調査で明らかになってきた山麓居館の姿を顕在化し、当時の様子をうかがい知ることを出来る遺構表現を行う。特に千畳敷エリアでは谷川や岩盤も含めた巨大な庭園空間が見つかっており、この空間を調査成果に基づき復元整備することで、岐阜城跡の価値を顕在化させる。また千畳敷エリアはロープウェー山麓駅や主要登山道と隣接しており史跡全体の玄関口となっていることから、史跡見学の起点となる機能の向上を検討する。

赤ヶ洞エリアで確認されている遺構群については、発掘調査などによる内容確認を行った上で、遺構の顕在化を検討する。

2. 史跡岐阜城跡地区山林部

各所で確認された砦跡や石垣などの遺構について、発掘調査などによる内容確認を行った上で、顕在化を検討していく。また、自然の価値や景観の価値など、多様な価値を感じられるような整備を検討する。

山林部には現在10本の登山道があり、多くの来訪者に利用されているが道が険しい箇所もあり、登山道の安全性が求められている。そのため、定期的な修復作業や便益施設、動線などの整備を行い、安心・安全に利用できる機能の向上を検討する。

3. 史跡岐阜城跡地区山上部

登山道沿いに石垣などの遺構が露出しているほか、発掘調査により遺構が確認されている。石垣は後斎藤期のものや信長入城後のものなど、異なる時期の石垣が確認されており、岐阜城の変遷をうかがうことが出来る。しかし、現在も未調査の箇所でも多くの遺構が埋没していると考えられる。そのため、調査研究により山上部の構造などが明らかになったうえで、石垣の見える化などの検討を行い、山上部の姿を顕在化させ、岐阜城の構造と変遷を体感できる空間の整備を検討する。

山上部からの眺望は岐阜城跡の大きな魅力のひとつであることから、樹木の伐採・剪定による通景措置などを行い、眺望を活かす整備を検討する。また、通路には狭い箇所が多く、来訪者が集中する地区であるため、動線や便益施設など、見学の利便性・安全性に配慮した

整備を行う。

岐阜城天守閣や岐阜城資料館のガイダンス施設は岐阜公園地区のガイダンス施設と合わせて機能やあり方について検討する。

4. 岐阜公園地区

岐阜公園再整備の考え方及び方針に基づき、再整備事業を推進する。岐阜城跡の歴史的価値を伝えるとともに、憩い・学習・交流などの拠点となる本格的な歴史公園への再整備を検討する。

現在岐阜公園内に設置されている発掘調査案内所は暫定的な施設であり、山上部のガイダンス施設と合わせて新たなガイダンス施設の機能やあり方について検討する。

5. 周辺砦群地区

点在する砦跡について分布調査などを行うとともに、史跡境界付近の遺構について将来的な追加指定や説明板などの整備を検討する。

6. 旧城下町地区

かつての井口・岐阜城下町地域で、地区内には往時の名残を残す地区割りや社寺が点在している。これらの周遊ルートの設定や誘導サインなどの設備の検討、ガイド育成などを行い、まち歩きの整備を推進する。また、「長良川中流域における岐阜の文化的景観整備計画」とも連携しながら取り組んでいく。

7. 川原町地区

旧城下町地区と連動し、周遊ルートや誘導サインなどの設備の検討、ガイド育成などを行い、まち歩きの整備を推進する。

「ぎふ長良川鶴飼かわまちづくり計画」と連携し、水辺空間を活かした事業整備に取り組む。

第2節 整備の方法

岐阜城跡の整備には確実な遺構の保存、かつ、岐阜城の価値や魅力を伝えるため一人でも多くの人が見学できる整備が重要である。以上を踏まえ、8章及び9章の「保存」「活用」と連動させ、「保存のための整備」と「活用のための整備」に分け、整備の方法を次のとおり整理した。

1. 保存のための整備

(1) 遺構の保存整備

岐阜城跡の価値を有する枢要の諸要素である地下に埋蔵されている遺構については、露出展示などを行う場合を除き、原則として地下に埋蔵された状態を維持する。発掘調査で確認された遺構については、調査完了後に覆土又は土壌などによる保護を行う。

露出する石垣については、これまでに落石などの危険性が確認された箇所において、防護網の設置などの保存整備を実施している。

今後も登山道の定期的な巡視や石垣カルテなどを作成し、異常がないか確認を行う。落石などの危険性が確認された箇所については、適宜保護対策を行い、保存整備を図る。その他の露出遺構についても復旧が必要となる場合には調査研究の結果を踏まえた上で、適切な方法による復旧・修復を行う。



写真 11-1 石垣の保存整備事例

(2) 自然地形に関する整備

金華山の自然地形は岐阜城跡の本質的価値と密接に関連する要素であり、史跡指定地においても保存すべき歴史的な要素である。これらについては現状を維持することを基本とし、そのための必要な保全措置を講じる。また、金華山一帯はチャートで形成されており、登山道などに岩盤が露出している。定期的な巡視を行い、棄損や劣化、風化などにより崩落の危険性が確認された箇所については、適宜保護対策を行い、保存整備を図る。

(3) 岐阜城跡と密接に関わる価値の保全

岐阜城跡と密接に関わる価値（自然・信仰・景観・公園の価値）は、その価値が損なうことがないように、必要な保全措置を講じる。また、「重要文化的景観長良川中流域における岐阜の文化的景観整備計画」や関連する計画と連携しながら保全に取り組んでいく。

(4) 植生に関する整備

史跡範囲を含む金華山一帯は国有林であり、中部森林管理局が策定した国有林の森林計画に基づいて、樹木の維持管理が行われている。そのため岐阜城跡の整備として必要と考えられる樹木の伐採などについては中部森林管理局岐阜森林管理署と協議の上、石垣などの遺構や景観に影響を与えるものや枯損木・危険木などの伐採を行う。

2. 活用のための整備

(1) バリアフリー・ユニバーサルデザインに関する整備

岐阜城跡の価値や魅力を広く発信し伝えるには、年齢や性別、身体的特徴、言語の違いなどに関わらず多くの人々が安心・安全かつ快適に見学できることが必要である。岐阜城跡では、山上部登山道に手摺りが設置されているほか、発掘調査案内所において手で触れること

第11章 整備の方向性と方法

の出来る金箔瓦のレプリカの展示（令和2年度より新型コロナウイルス感染症対策のため一時休止中）といったハンズ・オンの取組を行ってきた。また、史跡内に設置されている看板の修繕を行い、説明文の多言語化に取り組んでいる。今後も遺構などの保存に十分配慮した上で、バリアフリーやユニバーサルデザインの観点も取り入れながら整備を行う。



写真 11-2 山上部登山道の手摺り



写真 11-3 金箔瓦レプリカ



写真 11-4 看板の多言語化

(2) 遺構整備

・史跡岐阜城跡地区山麓部

山麓部の発掘調査で確認された庭園を構成する池泉遺構などについては、空間構成や使われ方など、往時の庭園の特性を来訪者に視覚的に伝えることが出来るように、復元展示もしくは遺構表現による整備を検討する。

建物跡については遺構表現や礎石の露出展示を基本とするが、今後の調査研究の成果に

より真正性を確保できる場合には、歴史的建造物の復元的整備も検討する。

石垣については確実な保存のための措置が行えることを前提として可能な限り露出展示を検討するが、保存上問題がある場合などは遺構の状態に応じた整備方法を検討する。

発掘調査などにより判明した当時の地形については、上記の遺構と合わせて復元を検討する。

・史跡岐阜城跡地区山林部

エリア設定された主要な砦跡については、今後の調査研究の成果に基づいて遺構表現や露出展示など、視覚的に岐阜城跡の価値を伝えることが出来る整備を検討する。

・史跡岐阜城跡地区山上部

天守台周辺や門跡、曲輪跡については今後の調査研究の成果に基づいて、遺構表現もしくは石垣や礎石の露出展示など、視覚的に岐阜城跡の価値を伝えることが出来る整備を検討する。

(3) 説明板に関する整備

これまでに史跡内に建てられた説明板については、『史跡岐阜城跡サイン計画』で定めた基本方針に基づき、撤去や板面の修繕を継続して行っている。今後も劣化した看板の撤去や最新の調査成果に基づいた内容の更新などを順次行っていく。

第3節 事業計画

各章で示した方向性と方法を踏まえ、事業計画を以下の表のとおり整理した。計画の期間は短期（令和13年度まで）、中期（令和23年度まで）、長期（令和24年度以降）と設定した。

表 11-1 事業計画（1）

地区	時期	整備内容
全体	短期	<ul style="list-style-type: none"> ・ 総合調査、比較研究の実施 [長期まで継続] ・ 石垣管理台帳作成と管理、石垣変異計測 [長期まで継続] ・ 登山道巡視 [長期まで継続] ・ 石垣、岩盤等崩落防止対策 [長期まで継続] ・ ガイド育成、市民団体・学校教育との連携 [長期まで継続] ・ 看板整備、更新 [長期まで継続] ・ 施設の撤去・修景 ・ 解説アプリ等の作成 ・ 岐阜市立図書館の資料収集 [長期まで継続]
	中期	<ul style="list-style-type: none"> ・ アプリ等のリニューアル ・ その他、上記に同じ
	長期	<ul style="list-style-type: none"> ・ 周辺砦群看板整備 ・ その他、上記に同じ
山麓部	短期	<ul style="list-style-type: none"> ・ 千畳敷エリア基本設計、実施設計、工事 (A・E地区復元整備、B・C地区修景整備、整備地区再整備) ・ 千畳敷エリア谷川地区整備 ・ 赤ヶ洞エリアの試掘調査
	中期	<ul style="list-style-type: none"> ・ 千畳敷エリア谷川地区整備
	長期	<ul style="list-style-type: none"> ・ 千畳敷エリアB、C、D、F地区の面的調査、整備 ・ 赤ヶ洞エリアの面的調査、整備
山林部	短期	<ul style="list-style-type: none"> ・ 七曲峠エリアの試掘調査 ・ 危険木の伐採 [長期まで継続] ・ 転落防止柵、階段等の再整備 ・ トイレ、ベンチ設置
	中期	<ul style="list-style-type: none"> ・ 鼻高エリア、松田尾エリア、北西部中腹エリア、武藤峠エリア、十六峠エリア、米蔵谷エリアの試掘調査 ・ 七曲峠エリア、鼻高エリア、松田尾エリア、北西部中腹エリア整備
	長期	<ul style="list-style-type: none"> ・ 達目洞古墳、登城路等の試掘調査 ・ 各砦跡の整備 ・ 七曲登山道舗装再整備

表 11-2 事業計画（2）

地区	時期	整備内容
山上部	短期	<ul style="list-style-type: none"> ・天守台周辺、伝一ノ門、伝二ノ門の試掘調査、整備 ・資料館周辺、上台所跡、登城路の試掘調査 ・植生管理重点箇所での伐採・除草 ・石垣岩盤等崩落防止対策[継続] ・岐阜城天守閣耐震に向けた計画、設計、工事 ・岐阜城天守閣と連動した岐阜城資料館整備 ・登山道舗装整備、コンクリート塀の撤去 ・照明設備、水道配管の更新
	中期	<ul style="list-style-type: none"> ・伝二ノ門周辺の面的調査 ・馬の背降り口、伝下台所跡、伝煙硝蔵の試掘調査 ・伝裏門周辺、伝上台所跡、伝二ノ門周辺の整備 ・下台所トイレ撤去
	長期	<ul style="list-style-type: none"> ・伝太鼓櫓、井戸跡の調査 ・伝下台所跡、資料館周辺整備
岐阜公園地区	短期	<ul style="list-style-type: none"> ・発掘調査案内所での情報発信 ・山麓部ガイダンス施設の計画、設計、工事 ・岐阜市歴史博物館展示リニューアルの計画、設計、工事 ・公園施設のサービス向上 ・岐阜公園再整備
	中期	<ul style="list-style-type: none"> ・公園施設のサービス向上[長期まで継続] ・岐阜公園再整備[長期まで継続]
	長期	<ul style="list-style-type: none"> ・上記に同じ
旧城下町地区	短期	<ul style="list-style-type: none"> ・工事に伴う試掘、立会調査[長期まで継続] ・城下町周遊環境整備[長期まで継続] ・文化的景観の調査、整備[長期まで継続]
	中期	<ul style="list-style-type: none"> ・上記に同じ
	長期	<ul style="list-style-type: none"> ・上記に同じ
周辺砦群地区	短期	<ul style="list-style-type: none"> ・工事に伴う試掘、立会調査[長期まで継続]
	中期	<ul style="list-style-type: none"> ・遺構分布調査、試掘調査
	長期	<ul style="list-style-type: none"> ・史跡の追加指定の検討
川原町地区	短期	<ul style="list-style-type: none"> ・鵜飼継承環境整備 ・長良川水辺空間の活用・整備
	中期	<ul style="list-style-type: none"> ・上記に同じ
	長期	<ul style="list-style-type: none"> ・上記に同じ

第12章 運営・体制の方向性と方法及び経過観察

第1節 運営・体制の方向性

岐阜城跡の適切な保存、活用、整備を行うには管理団体である岐阜市庁内の関係部署や関係機関との連携が重要である。そのため情報共有や連携の取れる体制を維持する。また、文化庁や岐阜県、史跡岐阜城跡整備委員会などで指導・助言を受け取り組んでいく。

第2節 運営・体制の方法

岐阜城跡の保存、活用、整備については岐阜市の文化財担当部局である、ぎふ魅力づくり推進部文化財保護課が中心となって行うとともに、岐阜城跡の調査研究、保存、活用、整備に適切に取り組むために必要な技能を有する職員の充実を図る。

有識者により構成される「史跡岐阜城跡整備委員会」や文化庁、岐阜県から指導や助言を受けながら調査研究や、計画策定、整備の方法などの検討を行う。

岐阜市の関係部署や岐阜森林管理署、市民団体などによって構成される「岐阜城・金華山保存活用推進会議」において、日常的な保存管理や事業調整、情報共有を行う。また、継続的に調査研究、保存、活用、整備を実施するため、必要に応じて庁内組織や協議機関の見直しを行い、実効性のある組織を確立する。

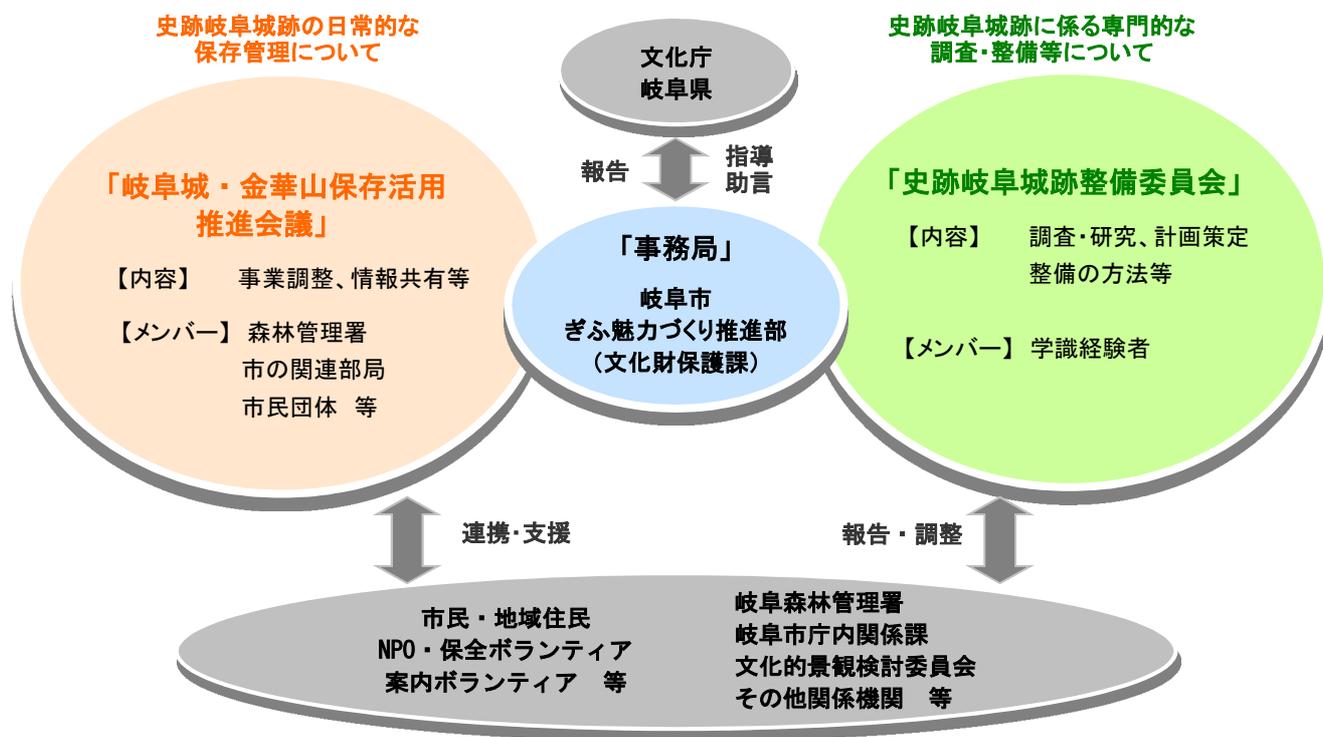


図 12-1 組織体制

第3節 経過観察の基本方針

岐阜城跡を適切に保存・活用・整備するためにはそれぞれの施策の進捗状況を把握する必要がある。そのため、計画（Plan）→実施・実行（Do）→点検・評価（Check）→処置・改善（Act）というPDCAサイクルの考え方に基づき、実際に行っている事業が計画どおりに進んでいるかなどの点検・評価を定期的に行っていく。点検については、『史跡等・重要文化的景観マネジメント支援事業 報告書』に掲載されている自己点検表（表13-1）を基に作成した点検表を用いて実施する。

第4節 経過観察の方法

事業については、保存活用計画・整備基本計画（Plan）に基づき、岐阜市及び民間団体等が事業を実施（Do）する。事業の進捗については先に示した点検表と合わせて史跡岐阜城跡整備委員会で年に1回、評価（Check）を受け、その結果をもとに事業内容、予算や体制の見直し（Act）を行う。また、毎年の評価・改善内容を次期計画策定時に反映させることとする。

Plan	（計画）	岐阜市ぎふ魅力づくり推進部文化財保護課
Do	（実行）	岐阜市、民間事業者等
Check	（評価）	史跡岐阜城跡整備委員会
Action	（改善）	岐阜市

表 12-1 史跡岐阜城跡自己点検表

項目	実施例	取組状況			
		未取組	計画中	取組済	備考
(1) 基本情報に関すること	標識は適正に設置されているか	1	2	3	
	境界標の設置、現地での範囲の把握はできているか	1	2	3	
	説明板は設置されているか	1	2	3	
(2) 計画策定等に関すること	保存活用計画は策定されているか	1	2	3	
	保存活用計画に基づいて実施されているか	1	2	3	
	保存活用計画の見直しは実施されているか	1	2	3	
(3) 保存・管理に関すること	指定時における本質的価値について十分把握できているか	1	2	3	
	調査等により史跡等の価値等の再確認はできているか	1	2	3	
	専門技術者の参加、連携は図られているか	1	2	3	
	史跡等の劣化状況や保存環境に係る調査はされているか	1	2	3	
	災害対策は十分されているか	1	2	3	
	保存活用計画に基づいて実施されているか	1	2	3	
	日常的な管理がされているか	1	2	3	
	特別な技術等が必要な部分の管理はされているか	1	2	3	
	史跡等周辺の環境保全のために、地域住民や関係機関との連携が図られているか	1	2	3	
	条例、規則、指針等、環境保全の措置を定め、実行しているか	1	2	3	
(4) 公開、活用に関すること	公開が適切に行われているか	1	2	3	
	史跡等の本質的価値を学び理解する場となっているか	1	2	3	
	市民の文化的活動の場となっているか	1	2	3	
	まちづくりと地域のアイデンティティの創出がされているか	1	2	3	
	文化的観光資源としての活用がされているか	1	2	3	
	体験学習等は計画的に実施しているか	1	2	3	
	パンフレット等は活用されているか	1	2	3	
	外国人向けの対応はなされているか	1	2	3	
	ガイダンス等の施設は十分に活用されているか	1	2	3	
(5) 整備に関すること	整備基本計画は策定されているか	1	2	3	
	史跡等の表現は、学術的根拠に基づいているか	1	2	3	
	遺構等に影響がないように整備されているか	1	2	3	
	修復において、伝統技術を十分尊重して実行できたか	1	2	3	
	整備後に修復の状況を管理しているか	1	2	3	
	復元展示において、当時の技法、意匠、工法、材料について十分検討したか	1	2	3	
	活用を意識した整備が行われているか	1	2	3	
	多言語に対応した整備が行われているか	1	2	3	
	整備において目指すべき環境等の姿を実施できたか	1	2	3	
	整備基本計画に基づいて実施されているか	1	2	3	
(6) 運営・体制・連携に関すること	運営については適切に行われているか	1	2	3	
	体制については十分であるか	1	2	3	
	他部署との連携については十分であるか	1	2	3	
	地域との連携については十分であるか	1	2	3	
(7) 予算に関すること	予算確保のための取組はあるか	1	2	3	